

集貨機能強化対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、府営港湾の国内からの集貨及び外貨貨物の輸出入を促進し、「大阪“みなと”」の競争力を強化するため、予算の定めるところにより、府営港湾における取扱貨物量の増加に資する事業に対し、集貨機能強化対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 府営港湾 堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港及び深日港をいう。
- 二 定期航路 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第3項に規定する定期航路事業として、同法第3条の規定により許可を受け又は同法第20条の2の規定により届出られた航路をいう。
- 三 船会社 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項で定める「船舶運航事業」を行うものをいう。
- 四 荷主 貨物の法的所有権を有しフォワーダーなどの運送業者に輸送を依頼する者及び国際海上物品運送法（昭和32年法律第172号）に基づき発行される船荷証券に記載された荷送人又は荷受人若しくはこれらと同等と認められる輸送を依頼する者をいう。
- 五 フォワーダー 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で規定する貨物利用運送事業者や、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する一般港湾運送事業を行う事業者など、荷主から貨物を預かり、荷主の代行として輸送を依頼する者をいう。
- 六 農林水産物等 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第2条第1項で定める「農林水産物」及び同条第2項で定める「食品」をいう。

(補助事業)

第3条 本要綱が対象とする府の補助事業（以下「補助事業」という。）は、府営港湾における取扱貨物量の増加に資する事業であって、次の各号に定めるものとする。

- 一 船舶の大型化等による貨物増を実現したロールオン・ロールオフ船（貨物を積載したトラック、トレーラー等が自走で乗降でき、そのまま輸送することができる船舶。以下「RORO船」という。）及びフェリー船会社を対象に、取扱貨物の増加に対し海上輸送費の一部を補助する事業（以下「RORO・フェリー航路充実強化事業」という。）
- 二 荷主及びフォワーダーを対象に、陸上輸送から府営港湾を就航するRORO船及びフェリ

一による海上輸送に貨物を転換等した際のコスト差額の一部を補助する事業。(以下「内
貿貨物集貨促進事業」という。)

三 国内他港(大阪港・神戸港を除く)を利用して輸出入を行っていた貨物を府営港湾に
転換する荷主及びフォワーダーを対象に、転換貨物等の量に応じた補助を行う事業。(以
下「外貿貨物集貨促進事業」という。)

(補助対象事業者)

第4条 補助事業を行う補助対象事業者は、別表1に掲げる事業ごとに区分するものとする。

なお「内貿貨物集貨促進事業」と「外貿貨物集貨促進事業」における申請者は、荷主もしくは
フォワーダーのうちいずれか一者によるものとする。

2 別表1における「RORO・フェリー航路充実強化事業」の補助対象事業者については、次
の各号に規定する要件をすべて満たす場合のみ補助の対象とする。

一 下記(イ又はロ)の要件をすべて満たす船舶であること

イ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第13項に規定する自動車航送の用に供さ
れる船舶又はRORO船であること

ロ 内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第1項に規定する内航運送の用に供さ
れる船舶であること

二 第8条の規定による交付決定を受けた年度における取扱貨物量が、対前年度同期間比
で増加していること

3 別表1における「内貿貨物集貨促進事業」の補助対象事業者(1)から(3)について
は、次の各号に規定する要件をすべて満たす場合のみ補助の対象とする。

一 下記(イ又はロ)の要件をすべて満たす船舶を利用した輸送であること

イ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第13項に規定する自動車航送の用に供さ
れる船舶又はRORO船

ロ 内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第1項に規定する内航運送の用に供さ
れる船舶

二 船会社との共同申請であること。

三 第8条の規定による交付決定を受けた年度における取扱貨物量が、対前年度同期間比
で増加していること

4 別表1における「内貿貨物集貨促進事業」の補助対象事業者(4)については、次の各
号に規定する要件をすべて満たす場合のみ補助の対象とする。

一 下記(イ又はロ)の要件をすべて満たす船舶を利用した輸送であること

イ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第13項に規定する自動車航送の用に供さ
れる船舶又はRORO船

ロ 内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第1項に規定する内航運送の用に供さ
れる船舶

二 荷主及び船会社との共同申請であること。

三 第8条の規定による交付決定を受けた年度における取扱貨物量が、対前年度同期間比

で増加していること

5 別表1「外貿貨物集貨促進事業」の補助対象事業者（1）から（4）については、次の各号に規定する要件をすべて満たす場合のみ補助の対象とする。

- 一 下記（イ又はロ）のいずれかの船舶を利用した輸送であること
 - イ 専らコンテナ貨物を輸送するための構造を有するコンテナ船
 - ロ 専ら自動車を輸送するためのランプウェイを有する自動車専用船
- 二 船会社又はフォワーダーとの共同申請であること
- 三 第8条の規定における交付決定を受けた年度における取扱貨物量が、対前年度同期間比で増加していること

6 別表1「外貿貨物集貨促進事業」の補助対象事業者（5）については、次の各号に規定する要件をすべて満たす場合のみ補助の対象とする。

- 一 下記（イ又はロ）のいずれかの船舶を利用した輸送であること
 - イ 専らコンテナ貨物を輸送するための構造を有するコンテナ船
 - ロ 専ら自動車を輸送するためのランプウェイを有する自動車専用船
- 二 荷主又は船会社との共同申請であること
- 三 第8条の規定における交付決定を受けた年度における取扱貨物量が、対前年度同期間比で増加していること

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、第8条の規定による交付決定を行った年度内で、知事が定める期間とする。

（補助の対象となる経費及び補助金の額）

第6条 補助の対象となる経費は補助事業における輸送にかかる経費とし、補助金の額は、別表2に掲げるとおりとする。

2 知事は、第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者に対し、予算の範囲内において、当該年度の補助対象貨物量等の実績に応じた補助金を交付する。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）が行う規則第4条第1項の申請は、会計年度ごとに交付申請書（様式第1号の1）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書は、知事が定める期日までに提出しなければならない。

3 別表1における「RORO・フェリー航路充実強化事業」の補助事業者は、本条第1項による交付申請書を提出するにあたっては、当該申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 事業計画書（様式第1号の3）
- 二 要件確認申立書（様式第1号の4）

- 三 暴力団等審査情報（様式第 1 号の 5）
 - 四 就航する船舶の延長、総トン数その他の当該船舶の諸元が確認できる書類
 - 五 申請年度及びその前年における取扱貨物量（様式第 1 号の 1 別紙①）
- 4 別表 1 における「内貿貨物集貨促進事業」の補助事業者は、本条第 1 項による補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- 一 輸送証明書（様式第 1 号の 2）
 - 二 事業計画書（様式第 1 号の 3）
 - 三 要件確認申立書（様式第 1 号の 4）
 - 四 暴力団等審査情報（様式第 1 号の 5）
- 5 別表 1 における「外貿貨物集貨促進事業」の補助事業者は、本条第 1 項による補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- 一 事業計画書（様式第 1 号の 3）
 - 二 要件確認申立書（様式第 1 号の 4）
 - 三 暴力団等審査情報（様式第 1 号の 5）

（補助金の交付の決定）

第 8 条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更・中止等）

- 第 9 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助金の減額の 20%を超えない額の変更とする。
- 2 規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定による知事の定める軽微な変更は、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 3 条の規定により許可を受け又は同法第 20 条の 2 の規定により届け出られた内容のうち、補助金の算定に影響を及ぼす変更を伴わない変更とする。
- 3 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認すべきと認めたときは、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認し、補助事業変更承認通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定により知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業を中止し、又は廃止することを承認すべきことを認めたときは、

補助事業を中止し、又は廃止することを承認し、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第10条 補助金の交付を申請した補助事業者は、第8条の規定による通知を受けとった日から起算して30日以内に限り、交付申請取下申請書（様式第7号）を知事に提出することにより、当該申請を取下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 知事は、規則第8条第1項又は第15条第1項、若しくは第2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者には通知するものとする。

2 知事は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、交付決定変更通知書（様式第9号）により、補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、航路開設等を行った後又は第8条の規定により補助金の交付決定を受けた後、補助事業進捗報告通知書（様式第10号の1）による知事の請求に基づき、当該期間の取扱貨物の状況について、補助事業進捗報告書（様式第10号の2）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、第5条に規定する補助対象期間が終了したときは、その日から30日以内に補助事業実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の規定により報告された取扱貨物の状況のうち、知事が別途指定する期間における取扱貨物の実績を証明できる資料を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条第2項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第12号）により、当該補助事業者には通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の廃止)
- 2 「RORO・フェリー航路充実強化事業補助金交付要綱」及び「外貿貨物集貨促進事業補助金交付要綱」は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表 1

補助事業	補助対象事業者
RORO・フェリー航路充実強化事業	(1) 府営港湾において、新たに定期航路を開設した船会社 (2) 現に府営港湾において定期航路を就航しており、船舶の大型化又は増便を行った船会社 (3) 堺泉北港に年間10隻(月 1 隻程度の頻度)以上寄港する船舶を運航し、増便を行った船会社
内貿貨物集貨促進事業	(1) トラック・トレーラーにより陸上輸送していた貨物を府営港湾の定期航路を用いた海上輸送に切り替えた荷主 (2) 既に府営港湾の定期航路を用いた海上輸送を行っており、既存の貨物に加えて貨物量を増加させる荷主 (3) 上記(1)もしくは(2)において、農林水産物等を他港から府営港湾に移入する荷主 (4) 上記(1)から(3)に該当する荷主から貨物輸送を受託するフォワーダー
外貿貨物集貨促進事業	(1) 国内他港(大阪港・神戸港を除く)を利用し輸出入を行っていた貨物について府営港湾に転換し輸出入を行う荷主 (2) 新たに府営港湾を利用し貨物の輸出入を行う荷主 (3) 既に府営港湾を利用し貨物の輸出入を行っており、第 8 条の規定による交付決定を受けた年度における府営港湾での貨物取扱量を対前年度同期間比で増加させる荷主 (4) 上記(1)から(3)において、農林水産物等を府営港湾から輸出する荷主 (5) 上記(1)から(4)に該当する荷主から貨物輸送を受託するフォワーダー

別表 2

補助事業	補助金の額
RORO・フェリー航路充実強化事業	増加貨物について 車両 1 台あたり 5,000 円 (車両以外の貨物については 10 トンにつき 5,000 円)
内貿貨物集貨促進事業	増加貨物についてトラック・トレーラー 1 台あたり (片道分) 堺泉北港－千葉港間 19,000 円 堺泉北港－新門司港 14,000 円 堺泉北港－宮崎港 14,000 円 (6 m 以下のトラック・トレーラーの場合は上記単価の 1/2 とする) 増加貨物が他港から府営港湾に移入する農林水産物等である場合 1TEU 又は 20 トンあたり 5,000 円を上記の補助金の額に加算
外貿貨物集貨促進事業	増加貨物についてコンテナ 1 TEU 又は 20 トンあたり 5,000 円 増加貨物が府営港湾より輸出する農林水産物等である場合 コンテナ 1TEU 又は 20 トンあたり 5,000 円を上記の補助金の額に加算